

〔助成対象区域〕

- JR 北赤羽駅
- 赤羽西補助 86 号線沿道地区
赤羽西 1 丁目、4 丁目、5 丁目の各一部
赤羽台 2 丁目の一部
- 志茂・岩淵地区
志茂 1～5 丁目の全域
(河川区域を除く)
岩淵町の一部
- 十条駅周辺地区
上十条 1～2 丁目の全域
十条中原 1～2 丁目の全域
中十条 1 丁目の一部
中十条 2～3 丁目の全域
岸町 2 丁目の一部
- 補助 81 号線沿道地区
西ヶ原 1 丁目 46 番 (一部)
西ヶ原 3 丁目 65・66 番

〔凡例〕
 不燃化特区

- (1) 不動産販売又は不動産貸付の業務を行う中小企業等である場合
- (2) 国、地方公共団体等から同種の助成並びに当該事業と同等に相当する補償を受けている場合
- (3) 各助成の承認を受ける前に着手した場合
- (4) 各助成の対象要件を満たすことができない場合
- (5) 令和7年度で事業終了のため、令和8年1月30日までに完了し交付申請ができない場合
- (6) 都市計画施設及び市街地再開発事業の区域内の建築物である場合
- (7) 不燃化特区各整備プログラムの拡幅若しくは新設道路の計画線内に建築物等を新築する場合



メール : bomachi-ka@city.kita.lg.jp

不燃化特区内の支援事業

■ (1) 除却事業・・・・・・・・・・3頁へ (P3～P4)

老朽建築物（耐用年数2/3以上経過した建築物）の解体費用を最大160万円まで助成します。

■ (2) 建替え事業・・・・・・・・・・5頁へ (P5～P7)

5年以内に（1）除却支援事業を利用して老朽建築物を除却して助成を受けた方が建替えを行う場合、設計費・工事監理費、建築工事費の一部を助成します。

■ (3) 店舗建替え事業

対象区域（十条銀座商店街通り、十条富士見銀座商店街通り、十条銀座西通り、十条仲通り、十条銀座東通り、演芸場通りなどの沿道20m）内の老朽建築物に、防災上、火災の可能性が高い（火気を使用している）店舗等があり、除却して店舗等に建替える場合、(2)建替え支援事業の助成金額に最大で100万円加算します。
※都市計画道路補助83・73号線の計画線からおおむね30m以内の区域は除く。

■ (4) 老朽空家対策事業

3か月以上空家である老朽建築物を除却して、北区（又は北区土地開発公社）に土地を売却する場合、除却費を最大で500万円助成します。
※このほかにも、要件があります。詳細はお問い合わせください。

■ (5) 壁面後退促進事業 ※（1）～（4）の事業と併用できません

地区計画等で規定する壁面後退区域内において、当該地区計画等の内容に適合し、建築基準法の道路の現況境界線から当該後退線までの距離が平均10cm以上であり、1㎡以上の壁面後退を行う場合、面積に応じて20万円から最大で100万円までを助成します。
※居住環境整備指導要綱に基づく公開空地の部分の面積は除く。

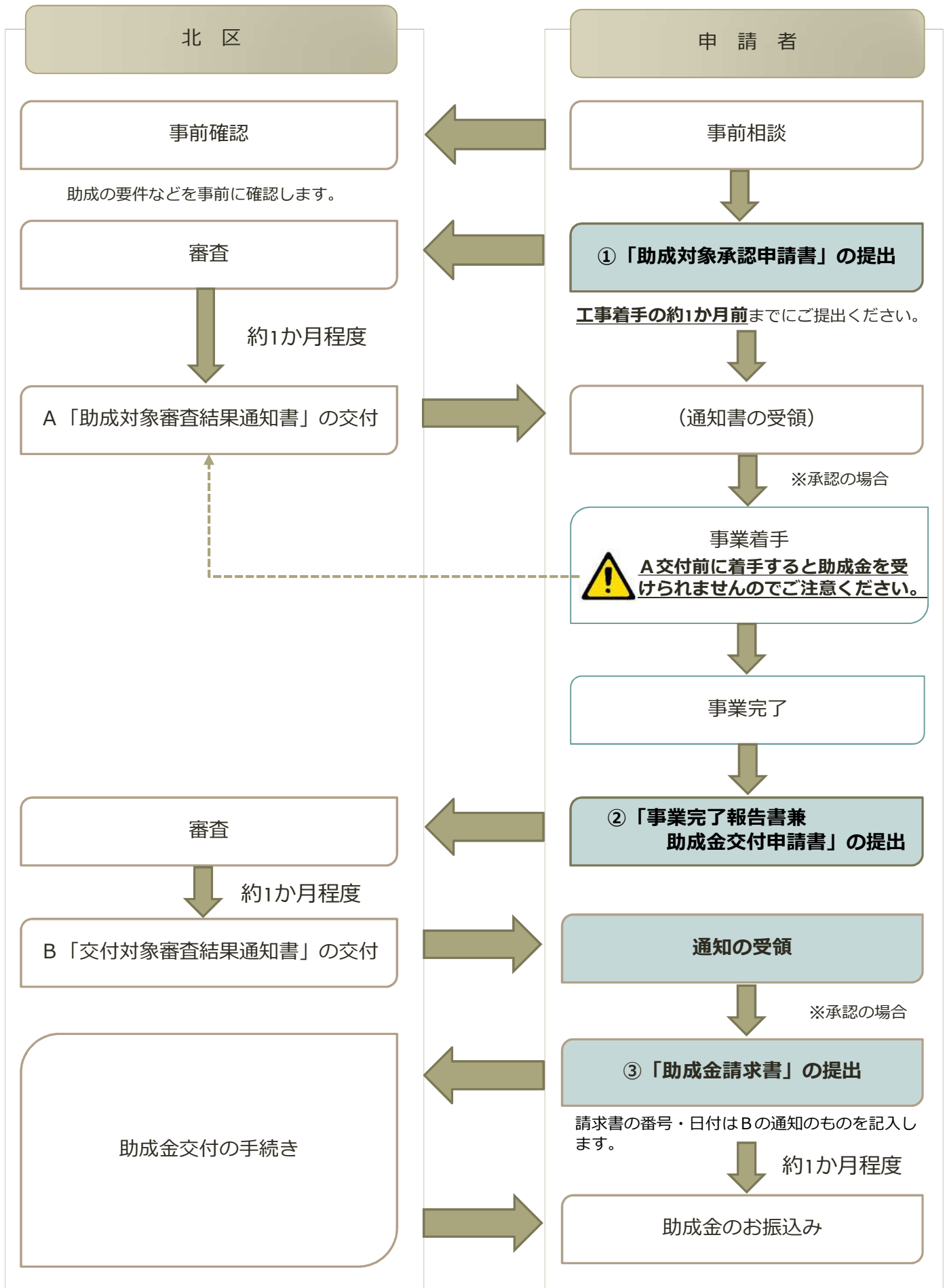
■ (6) 専門家派遣支援事業

老朽建築物の建替えに関する相談に対して、専門家（弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、不動産コンサルタント、公認会計士、ファイナンシャルプランナーなど）を年5回まで無料で派遣します。

■ (7) 固定資産税・都市計画税の減免

不燃化特区内で防災上危険な老朽住宅を除却した場合や不燃化のための建替えを行った場合、税の減免制度があります。詳しくは北都税事務所（03-3908-1176）へお問い合わせください。

各種手続きの流れ



(1) 除却事業

耐用年数 2 / 3 を経過している老朽建築物を除却する方に対し除却費を助成します。

◇助成の対象となる建築物

助成の対象となる建築物は、表紙の注意事項に該当しない老朽建築物※であることです。

※老朽建築物とは、耐用年数の2/3を経過している建築物をいいます。建物の構造や用途により耐用年数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

例：木造住宅・・・築15年以上、RC住宅・・・築32年以上、鉄骨造・・・築13年～23年以上

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、表紙の注意事項に該当しない方が対象者となります。

- ① 老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ② 個人又は中小企業者等※であること。
※不動産販売又は不動産貸付の業務を行う中小企業等である場合は助成対象外となります。
- ③ 住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。（千円未満切捨て）

- ① 老朽建築物の除却に実際に要した費用（消費税及び地方消費税を除く）
- ② 毎年度公表される国単価※に、老朽建築物の助成対象となる床面積を乗じた額
（※国単価 令和6年4月18日～ 木造：32,000円/㎡ 非木造：46,000円/㎡）
- ③ 160万円

◇手続きに必要な書類（除却）

1 助成対象承認申請

①～⑦の書類は必須、⑧～⑫は該当する場合にご提出ください。

チェック	提出する書類	備考
☐	①助成対象承認申請書【第1号様式】	
☐	②案内図	
☐	③除却する建築物等の所有者・建築年月日等の確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（建物）	イは1年以内に発行されたもの
☐	④除却する建築物等の図面等	除却する建築物の面積や附属する工作物の高さ等がわかるもの
☐	⑤除却する建築物等の見積書	申請者宛てのもの
☐	⑥除却する建築物等の工事前の写真	
☐	⑦申請者が前年度住民税を滞納していないこと の確認書類、次のいずれか1つ ア 納税証明書（未納額が0円のもの） ※課税証明書ではないのでご注意ください。 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	○令和6年7月～令和7年6月申請の場合は「令和5年度（令和4年分）」 ○令和7年7月以降申請の場合は「令和6年度（令和5年分）」
☐	⑧委任状【参考様式1】	申請者以外が窓口で手続きする場合
☐	⑨承諾書兼委任状【参考様式2】	○除却する建築物所有者が申請者以外にいる場合（共同所有者がいる場合、土地所有者が申請する場合など） ○土地所有者が申請する場合で、申請者以外に土地所有者がいる場合
☐	⑩土地所有者確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）	土地所有者が申請する場合 イは1年以内に発行されたもの
☐	⑪中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等の場合、法人登記等の証明書
☐	⑫その他必要と認められる書類（戸籍、住民票、遺産分割協議書、売買契約書等）	提出を求める場合があります。

2 除却工事完了時

チェック	提出する書類
☐	①事業完了報告書兼助成金交付申請書【第6号様式】
☐	②領収書のコピー
☐	③契約書のコピー
☐	④除却工事完了後の写真

3 助成金請求時

チェック	提出する書類
☐	①助成金請求書【第8号様式】
☐	②口座振替依頼書【北区指定様式】

※2 除却工事完了時に同時に提出することも可能です。その場合は「請求書の日付」「通知日・番号」「請求金額」は記載せずにご提出ください。

(2) 建替え事業

準耐火建築物等以上の耐火性能をもつ建築物を建築する場合、建築設計費・工事監理費・建築工事費の一部を助成します。

◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、表紙の注意事項に該当しない建築物が対象となります。

- ① 耐火建築物等（※1）又は準耐火建築物等（※2）であること。
- ② 建築物の形状、外壁等の色彩は、周辺の環境に配慮したものであること。
- ③ 敷地が65㎡以上であること。（※緩和要件があります。詳しくはお問い合わせください。）
- ④ 仮設建築物でないもの。
- ⑤ 当該地に定められている地区計画に適合する建築物であること。

※1 耐火建築物等とは、耐火建築物及び建築基準法第53条第3項第1号イに規定する「耐火建築物等」をいいます。

※2 準耐火建築物等とは、準耐火建築物及び建築基準法第53条第3項第1号ロに規定する「準耐火建築物等」をいいます。

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、表紙の注意事項に該当しない方が対象者となります。

- ① 新築する建築物の建築主であること。
- ② 新築する建築物の所有者になるものであること。
- ③ 個人又は中小企業者等※であること。
※不動産販売又は不動産貸付の業務を行う中小企業等である場合は助成対象外となります。
- ④ 5年以内に不燃化特区事業に基づき除却の助成を受けた者（申請中の者を含む。）であること。
- ⑤ 住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

【1 一般建替えの場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。（千円未満切捨て）

- ① 助成対象床面積に応じて定めた額
- ② 耐火建築物等：90万円、準耐火建築物等：80万円

【2 共同建替え（共同住宅）の場合】

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。（千円未満切捨て）

- ① 住宅部分に係る設計・監理料の2/3の額 ※以下の計算式を参照ください。
- ② 耐火建築物等：450万円、準耐火建築物等：200万円

※①の計算式

設計・監理料×（住宅部分に係る床面積/従後の建築物の延べ面積）×2/3

↓

設計・監理料とは、以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額をいいます。

ア) 業務報酬基準

イ) 設計・監理料の実費額（消費税及び地方消費税を除く）

〔耐火性能向上建築物への建替え助成〕

耐火性能向上建築物への建替えの場合、地上1階から3階までの床面積の合計に応じて、建築工事費の一部について、以下の金額を加算して助成します。

補助対象床面積	防火 →耐火	防火→ 準耐火	準耐火 →耐火	補助対象床面積	防火 →耐火	防火→ 準耐火	準耐火 →耐火
㎡以上～㎡未満	千円	千円	千円	㎡以上～㎡未満	千円	千円	千円
0 ～ 5	0	0	0	220 ～ 240	3,032	2,785	247
5 ～ 10	77	71	6	240 ～ 260	3,185	2,926	259
10 ～ 15	154	141	13	260 ～ 280	3,339	3,067	272
15 ～ 20	230	212	19	280 ～ 300	3,492	3,208	284
20 ～ 25	307	282	25	300 ～ 320	3,646	3,349	297
25 ～ 30	384	353	31	320 ～ 340	3,799	3,490	309
30 ～ 35	461	423	38	340 ～ 360	3,953	3,631	322
35 ～ 40	537	494	44	360 ～ 380	4,106	3,772	334
40 ～ 45	614	564	50	380 ～ 400	4,260	3,913	347
45 ～ 50	691	635	56	400 ～ 420	4,413	4,054	359
50 ～ 60	768	705	63	420 ～ 440	4,567	4,195	372
60 ～ 70	921	846	75	440 ～ 460	4,720	4,336	384
70 ～ 80	1,075	987	88	460 ～ 480	4,874	4,477	397
80 ～ 90	1,228	1,128	100	480 ～ 500	5,027	4,618	409
90 ～ 100	1,382	1,269	113	500 ～ 550	5,181	4,759	422
100 ～ 110	1,535	1,410	125	550 ～ 600	5,411	4,971	441
110 ～ 120	1,689	1,551	138	600 ～ 650	5,641	5,182	459
120 ～ 130	1,842	1,692	150	650 ～ 700	5,872	5,394	478
130 ～ 140	1,996	1,833	163	700 ～ 750	6,102	5,605	497
140 ～ 150	2,149	1,974	175	750 ～ 800	6,332	5,817	516
150 ～ 160	2,303	2,115	188	800 ～ 850	6,562	6,028	534
160 ～ 170	2,456	2,256	200	850 ～ 900	6,793	6,240	553
170 ～ 175	2,610	2,397	213	900 ～ 950	7,023	6,451	572
175 ～ 180	2,686	2,468	219	950 ～ 1,000	7,253	6,663	591
180 ～ 200	2,725	2,503	222	1,000 ～	7,483	6,874	609
200 ～ 220	2,878	2,644	234				

◇手続きに必要な書類（建替え）

1 助成対象承認申請

①～⑧の書類は必須、⑨～⑫は該当する場合にご提出ください。

チェック	提出する書類	備考
☐	①助成対象承認申請書【第1号様式】	
☐	②建築する土地所有者確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び 固定資産税都市計画税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）	イは1年以内に発行されたもの
☐	③公図の写し	1年以内に発行されたもの
☐	④新築する建築物の図面 ☐ 案内図 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 求積図（敷地、各階） ☐ 仕上表（耐火又は準耐火の仕様がわかるもの）	立面図には、外壁・屋根の色が判定できるものを記載ください。
☐	⑤現況写真	
☐	⑥見積書	新築工事、設計費、工事監理費の内訳、申請者名がわかるもの
☐	⑦申請者が前年度住民税を滞納していないことの確認書類、次のいずれか1つ ア 納税証明書（未納額が0円のもの） ※課税証明書ではないのでご注意ください。 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	○令和6年7月～令和7年6月申請の場合は 「令和5年度（令和4年分）」
☐	⑧除却した従前建築物の構造確認書類 （登記簿謄本、図面等、その他）	
☐	⑨新築する建築物の建築主全員の委任状【参考様式3】	○建築主が申請者以外にいる場合 ○除却事業を利用した者が申請者以外の場合
☐	⑩新築する土地所有者全員の承諾書【参考様式4】	建築する土地が借地の場合
☐	⑪中小企業者等であることを証する図書 （業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等の場合、法人登記等証明書
☐	⑫その他必要と認められる書類 （戸籍、住民票、遺産分割協議書、売買契約書等）	提出を求める場合があります。

2 新築工事完了時

チェック	提出する書類
☐	①事業完了報告書兼助成金交付申請書【第6号様式】
☐	②領収書のコピー
☐	③契約書のコピー
☐	④建築確認済証のコピー（第1～6面含む）
☐	⑤建築確認検査済証のコピー
☐	⑥新築工事完了後の写真

3 助成金請求時

チェック	提出する書類
☐	①助成金請求書【第8号様式】
☐	②口座振替依頼書【北区指定様式】

※2 新築工事完了時に同時に提出することも可能です。その場合は「請求書の日付」「通知日・番号」「請求金額」は記載せずにご提出ください。

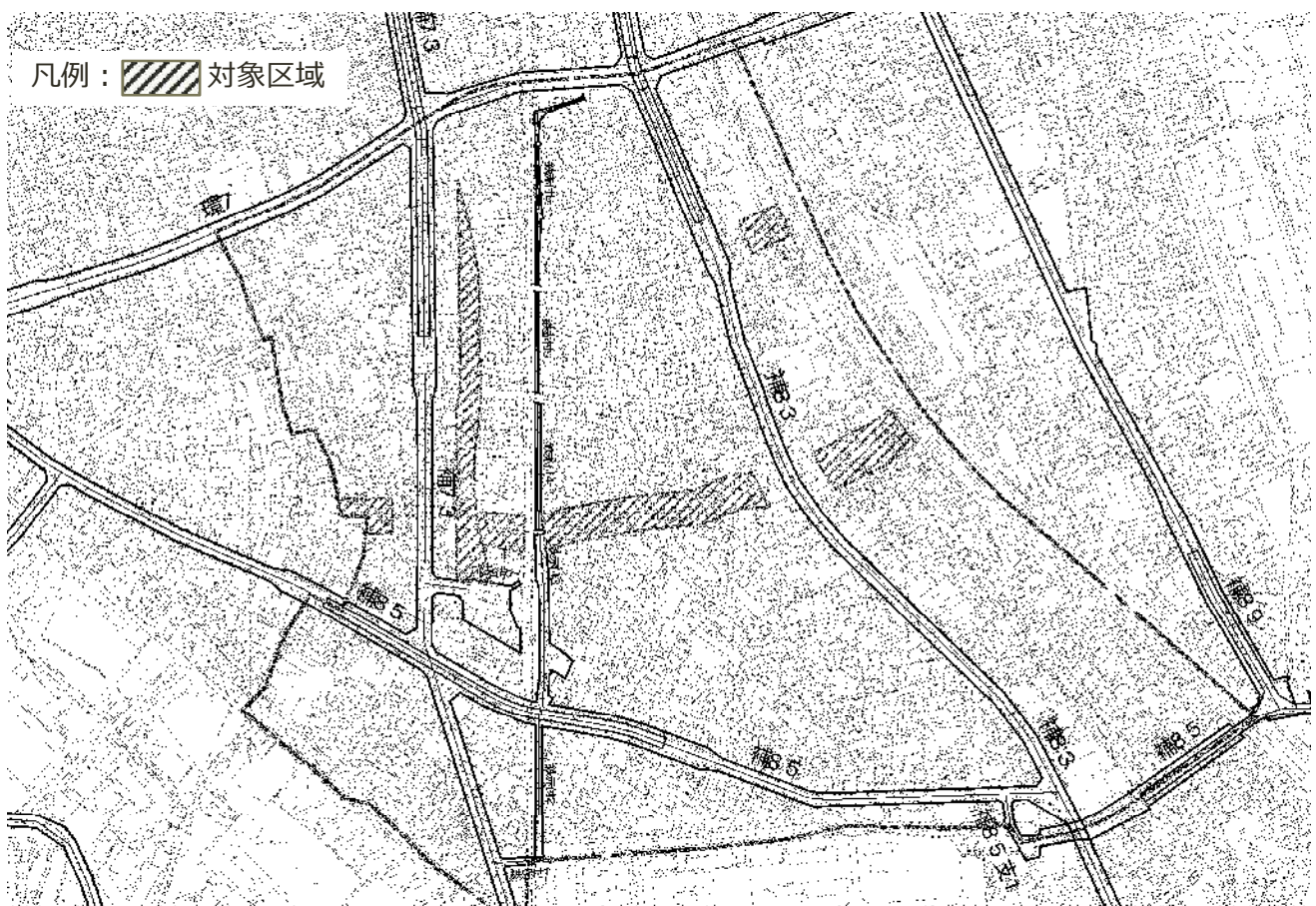
(3) 店舗建替え事業

不燃化特区内にある店舗等加算助成区域内で店舗等を建築する場合、設計費・工事監理費・建設費の一部を助成をします。

◇助成の対象となる区域

十条銀座商店街通り、十条富士見銀座商店街通り、十条銀座西通り、十条仲通り、十条銀座東通り、演芸場通りなどの沿道20mの区域です。

※都市計画道路補助83号線及び補助73号線の計画線からおおむね30m以内の区域は除きます。



◇助成の対象となる建築物

(2)建替え支援事業の対象となる建築物の要件に加えて、以下の要件をすべて満たす建物が対象となります。

- ①従前の建築物が店舗であり、防災上、火災の可能性が高い（火気を使用している）建築物であること。
- ②従後の建築物が店舗等を含む建築物であり、防災上、火災の可能性が高い（火気を使用している）建築物であること。

◇助成金額

(2) 建替え事業の助成金額に、以下の金額を加算して助成します。

〔店舗部分の建設に対する助成〕

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。

$$\text{①新築の建築工事に係る費用} \times \frac{\text{(新築建築物の店舗等部分の床面積の合計)}}{\text{(新築建築物の延べ面積)}} \\ \text{(消費税及び地方消費税を除く)}$$

②100万円

◇手続きに必要な書類（店舗建替え）

(2) 建替え支援事業の手続きに必要な書類に加えて、以下の書類の提出が必要となります。

① 助成対象承認申請

チェック	提出する書類	備考
☐	従前の建築物の用途に店舗等が含まれていることがわかる図書で、次のうちいずれか1つ ア 登記簿謄本 イ 営業許可証のコピー ウ 消防署への届出等のコピー エ 現況写真	アは1年以内に発行されたもの
☐	従前の建築物の店舗部分に対象火気設備が設置されていることが確認できる図書で、次のうちいずれか1つ ア 消防署への届出等のコピー イ 現況写真	
☐	新築する建築物の平面図等	店舗等の用途及び床面積並びに対象火気設備が含まれていることがわかること。
☐	新築する建築物の見積書	新築工事費及び対象火気設備の内訳が含まれていることがわかること。

② 新築工事完了時

チェック	提出する書類
☐	新築した建築物の店舗等内部及び対象火気設備設置写真

(4) 老朽空家対策事業

不燃化特区内では、老朽化して空家となっている建築物を除却し、区に土地を売却する方に対し、除却費を助成します。

◇助成の対象となる区域（区域図は、不燃化特区パンフレット表紙を参照してください。）

- 志茂・岩淵地区
- 赤羽西補助86号線沿道地区
- 補助81号線沿道地区
- 十条駅周辺地区

◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、不燃化特区パンフレット表紙の注意事項に該当しない建築物

- ①区又は北区土地開発公社（以下「区等」という。）が当該敷地の購入を了承し、当該建築物等の除却後に区等に土地を売却するものであること。
- ②老朽建築物※であること。
- ③当該建築物を使用しなくなった時から3箇月以上経過していること。
- ④敷地面積（道路後退部分の面積は除く。）が、65㎡以上であること。
ただし、都市計画道路環状7号線及び放射10号線の沿道30m以内の区域については、80㎡以上であること。
- ⑤建築基準法第43条の規定を満たす敷地であること。
- ⑥道路法第3条第2号から第4号に規定する道路又は東京都北区管理通路条例第3条第1号及び第2号に規定する区管理通路に接していること。
- ⑦前面道路が、現況で2.7m以上の幅員が確保されていること。

※老朽建築物とは、耐用年数の2/3を経過している建築物をいいます。建物の構造や用途により耐用年数が異なります。詳しくはお問い合わせください。

例：木造住宅・・・築15年以上

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、表紙の注意事項の要件に該当しない方が対象者となります。

- ①老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ②個人又は中小企業者等であること。
- ③住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

◇助成金額

以下に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とします。（千円未満切捨て）

- ①老朽建築物の除却に実際に要した費用（消費税及び地方消費税を除く）
- ②毎年度公表される国単価に、老朽建築物の助成対象となる床面積を乗じた額
- ③500万円

◇手続きに必要な書類（老朽建築物空家対策）

1 助成対象承認申請

①～⑦の書類は必須、⑧～⑫は該当する場合にご提出ください。

チェック	提出する書類	備考
☐	①助成対象承認申請書【第1号様式】	
☐	②案内図	
☐	③除却する対象建築物等の所有者・建築年月日等の確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（建物）	イは1年以内に発行されたもの
☐	④除却する建築物等の図面等	除却する建築物の面積や附属する工作物の高さ等がわかるもの
☐	⑤除却する建築物等の見積書	
☐	⑥除却する建築物等の工事前の写真	
☐	⑦申請者が前年度の住民税を滞納していないことの確認書類、次のいずれか1つ ア 納税証明書（未納額が0円のもの） ※課税証明書ではないのでご注意ください。 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	○令和6年7月～令和7年6月申請の場合は「令和5年度（令和4年分）」 ○令和7年7月以降申請の場合は「令和6年度（令和5年分）」
☐	⑧委任状【参考様式1】	申請者以外が窓口で手続きする場合
☐	⑨承諾書兼委任状【参考様式2】	○除却する建築物所有者が申請者以外にいる場合（共同所有者がいる場合、土地所有者が申請する場合など） ○土地所有者が申請する場合で、申請者以外に土地所有者がいる場合
☐	⑩土地所有者確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（土地）	土地所有者が申請する場合 イは1年以内に発行されたもの
☐	⑪中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合、法人登記等の証明書
☐	⑫その他必要と認められる書類（戸籍、住民票、遺産分割協議書、売買契約書等）	提出を求める場合があります。

2 除却工事完了時

チェック	提出する書類
☐	①事業完了報告書兼助成金交付申請書【第6号様式】
☐	②領収書のコピー
☐	③契約書のコピー
☐	④除却工事完了後の写真

3 助成金請求時

チェック	提出する書類
☐	①助成金請求書【第8号様式】
☐	②口座振替依頼書【北区指定様式】

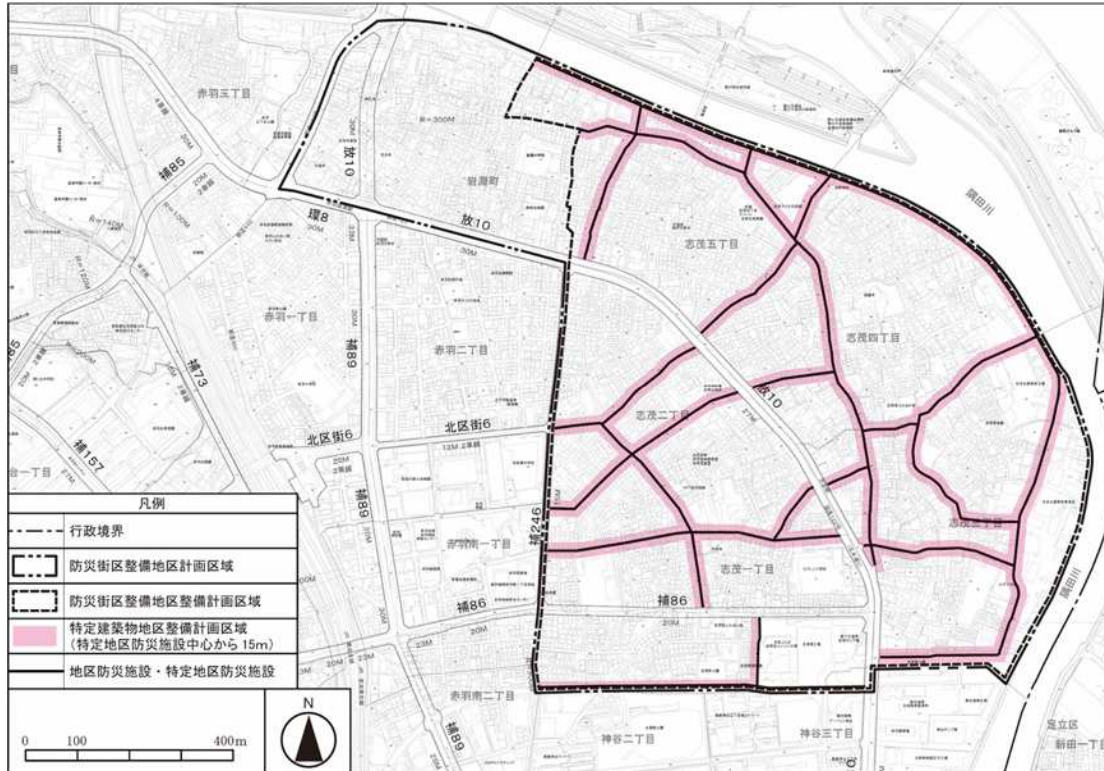
※2 除却工事完了時に同時に提出することも可能です。その場合は「請求書の日付」「通知日・番号」「請求金額」は記載せずにご提出ください。

(5) 壁面後退促進事業

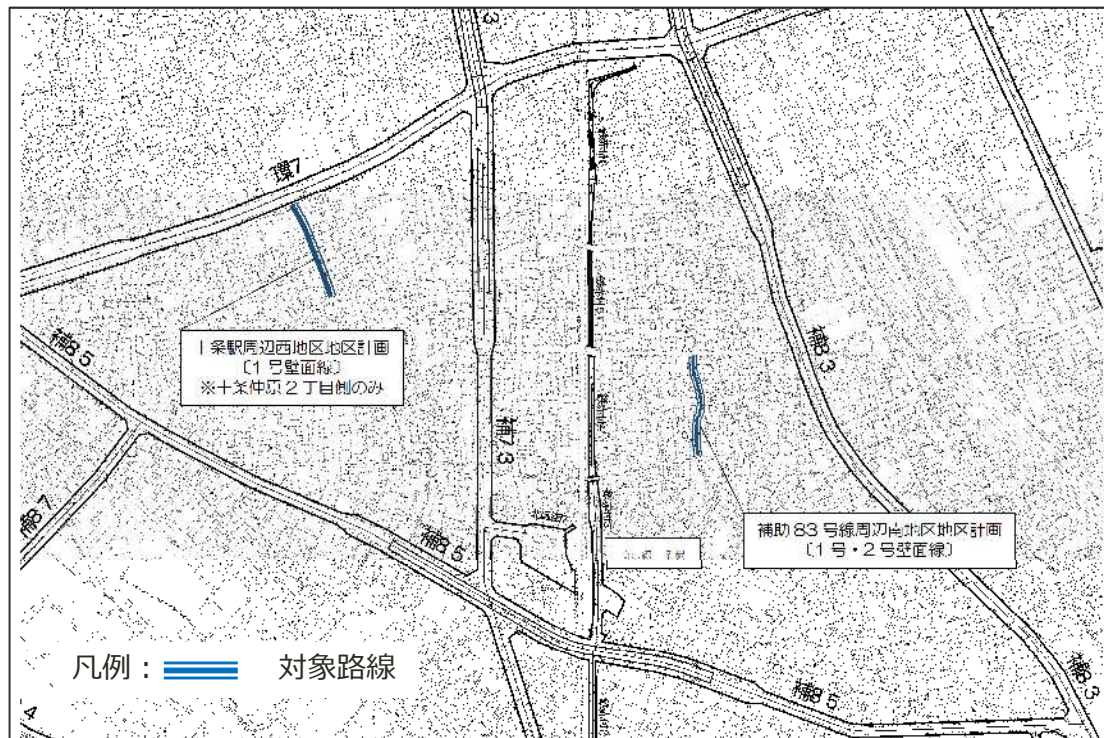
地区計画に従い、壁面後退を行う土地に対し、面積に応じた奨励金を交付します。

◇助成の対象となる区域

【志茂1丁目～5丁目】※下記の特定建築物地区整備計画区域内で壁面後退区域が指定されている建築物が対象です。



【十条地区】



◇助成の対象となる建築物

以下に掲げる要件をすべて満たし、不燃化特区パンフレット表紙の注意事項の要件に該当しない建築物が対象となります。

- ①地区計画等で規定する壁面後退区域内のものであること。
- ②建築基準法の道路の現況境界線から当外後退線までの距離が平均10cm以上であること。
- ③壁面後退の面積が合計で1㎡以上であること。
(※ただし、居住環境整備指導要綱に基づく公開空地の部分の面積は除く。)
- ④当該地区計画等の内容に適合しているもの

※注意事項※

壁面後退した部分に、建築物や通行の妨げとなる広告物、自動販売機、花壇等の工作物を設置することは、できません。

◇助成の対象となる方

以下に掲げる要件をすべて満たし、不燃化特区パンフレット表紙の注意事項の要件に該当しない方が対象となります。

- ①老朽建築物の所有者又はその土地の所有者であること。
- ②個人又は中小企業者等であること。
- ③住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと。

※注意事項※

この③壁面後退促進事業の助成金は、他の事業（①除却事業、②建替え事業、③店舗建替え事業、④老朽空家対策事業）とは、併用して受けることができません。

◇助成金額

壁面後退の部分の面積に応じて、表の範囲内で交付します。

面積	金額
1㎡未満	対象外
1㎡以上2㎡未満	200,000円
2㎡以上3㎡未満	300,000円
3㎡以上4㎡未満	400,000円
4㎡以上5㎡未満	500,000円
5㎡以上6㎡未満	600,000円
6㎡以上7㎡未満	700,000円
7㎡以上8㎡未満	800,000円
8㎡以上9㎡未満	900,000円
9㎡以上	1,000,000円

〔壁面後退の部分の面積の算定〕
以下により囲まれた部分の面積を
いいます。

- ア 地区計画等で規定する壁面の位置の制限による後退線
- イ 建築基準法の道路境界線
- ウ 隣地境界線

◇手続きに必要な書類（壁面後退）

1 助成対象承認申請

①～⑥の書類は必須、⑦～⑩は該当する場合にご提出ください。

チェック	提出する書類	備考
☐	①助成対象承認申請書（第1号様式）	
☐	②案内図	
☐	③除却する対象建築物等の所有者・建築年月日等の確認書類、次のいずれか1つ ア 直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書のコピー イ 登記簿謄本（建物・土地）	イは1年以内に発行されたもの
☐	④配置図及び求積図 ※建替えの場合は、新築後の図面 ※除却の場合は、除却後の図面	壁面後退線を超えていることがわかるもの。 壁面後退面積が確認できるもの。
☐	⑤現況写真	
☐	⑥申請者が前年度の住民税を滞納していないことの確認書類、次のいずれか1つ ア 納税証明書（未納額が0円のもの） ※課税証明書ではないのでご注意ください。 イ 非課税証明書 ウ 法人住民税納税証明書	○令和6年7月～令和7年6月申請の場合は「令和5年度（令和4年分）」 ○令和7年7月以降申請の場合は「令和6年度（令和5年分）」
☐	⑦委任状【参考様式1】	申請者以外が窓口で手続きする場合
	⑧承諾書兼委任状【参考様式2】	○除却する建築物所有者が申請者以外にいる場合（共同所有者がいる場合、土地所有者が申請する場合など） ○土地所有者が申請する場合で、申請者以外に土地所有者がいる場合
☐	⑨中小企業者等であることを証する図書（業種、資本金、従業員数等がわかるもの）	申請者が中小企業者等である場合、法人登記等の証明書
☐	⑩その他必要と認められる書類（戸籍、住民票、遺産分割協議書、売買契約書等）	提出を求める場合があります。

2 除却工事完了時

チェック	提出する書類
☐	①事業完了報告書兼助成金交付申請書【第6号様式】
☐	②領収書のコピー
☐	③契約書のコピー
☐	④除却工事完了後の写真

3 助成金請求時

チェック	提出する書類
☐	①助成金請求書【第8号様式】
☐	②口座振替依頼書【北区指定様式】

※2 除却工事完了時に同時に提出することも可能です。その場合は「請求書の日付」「通知日・番号」「請求金額」は記載せずにご提出ください。